

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 1 日現在

機関番号：82611

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2012

課題番号：22591309

研究課題名（和文）全国の地方裁判所の裁判員裁判における精神鑑定の実態に関する調査研究

研究課題名（英文）Research on status of psychiatric expert testimony in Lay Judge System in Japan

研究代表者

岡田 幸之（OKADA TAKAYUKI）

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター・精神保健研究所・司法精神医学研究部長

研究者番号：40282769

研究成果の概要（和文）：裁判員制度開始前後から、精神鑑定実施件数が急増し、鑑定人と法曹のカンファレンス、鑑定人によるプレゼンテーションがほぼ全数で実施されるようになっていくことが確認された。こうした状況において、責任能力判断の構造を①精神機能や症状に関する情報収集、②精神機能や症状の認定、③疾病診断、④精神症状や病理と事件の関連性の描出、⑤善悪の判断や行動の制御への焦点化、⑥法的な弁識・制御能力としての特定、⑦弁識・制御能力の程度の評価、⑧法的な結論という 8 ステップによる理解が有用であることを提言した。

研究成果の概要（英文）：Since the enforcement of the lay judge system, there has been a sharp increase in the number of cases of carrying out forensic psychiatric evaluation. Almost all cases that involved examination of a psychiatric expert witness in the courtroom implemented conferences between the expert and lawyers and a presentation by the expert. The author proposed 8 step structure to reflect on the criminal responsibility decision-making process. The 8 steps are: (1) gathering of information relating to mental function and condition, (2) recognition of mental function and condition, (3) psychiatric diagnosis, (4) description of relationship between his/her mental condition or psychopathology and the index offense, (5) focus on capacities of differentiation between right and wrong and behavior control, (6) specification of the elements of cognitive/volitional prong in legal context, (7) legal evaluation of degree of cognitive/volitional prong, and (8) final interpretation of CR as a legal conclusion.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：医歯薬学

科研費の分科・細目：内科系臨床医学・精神神経科学

キーワード：司法精神医学、裁判員

1. 研究開始当初の背景

刑事精神鑑定については、不均質さをはじめとして多くの問題点が指摘されてきた。2009年（平成21年）からはあらたに裁判員制度が施行され、一般人を対象に鑑定結果を報告することになり「裁判員にわかりやすい鑑定」を目指すという新しい課題も加わった。

しかしこれまでには、個々の鑑定人が個々のケースについてどのように鑑定を行い、どのような問題があると感じてきたのかということが調べられることはなかった。また裁判員制度もまったく新しい制度であるため、その調査として行われたものは、申請者らが最高裁判所の協力のもとでおこなった、裁判員裁判の準備として全国でおこなわれた模擬裁判で鑑定人役をした精神科医を対象とした意見調査くらいであり（岡田ら、2009）、結局は問題点を予測するというものにとどまっていた。

こうした状況の中で、本研究は、繰り返し指摘されてきた精神鑑定の不均質さを念頭に、実際に裁判員制度という新たな制度が行われていくなかで、精神鑑定をめぐるどのような状況があり、どのような課題が出てきているのか、そしてその解決のためには具体的にはどのような方策が考えられるのかを示そうとするものである。

2. 研究の目的

精神鑑定についてはその実施状況は法曹も精神科医もそれぞれの個人的な経験を共有する場はほとんどない。他の鑑定がどのように行われているのか、法定ではどのように扱われているのかを知ることはほとんどできない。

本研究では、このようにこれまでには個人の経験に終わっていた鑑定の実施と取扱いについて、とりわけ裁判員制度下におけるそれについて実態を把握し、その質の向上に必要な具体的な提言を行うことにある。

3. 研究の方法

- (1) 全国の地方裁判所における裁判員裁判のなかで精神鑑定がどのような実施状況にあるのかについて情報を収集し、整理する。
- (2) 収集する情報としては、とくに精神鑑定等を行った精神科医が法定においてどのような準備のもとで、どのような尋問を受け、どのような報告をしたのかに焦点をあてる。
- (3) 収集した情報に基づいて、裁判員裁判における精神鑑定のありかた、そしてその法廷における利用のありかたについて考察し、具体的な提言を行う。
- (4) 最終年度には、法曹を通じた（補助金終

了後にも維持されるような）継続的なデータ収集と蓄積の体制を構築する。

4. 研究成果

本研究は、2009年から施行された裁判員制度における精神鑑定とその法廷における結果報告についての実態を調査し、その適正な運用の方策を探り、提言をすることを目的としている。

研究終了の時点までに収集し得たデータの分析、整理によると以下のような実態が確認された。

(1) 裁判員制度における鑑定の実施状況等についての分析

最高裁判所を通じた調査から、全国の公判鑑定件数、および起訴前の本鑑定の件数の推移を確認した。2000年から2011年にかけての変化を整理すると、図1のようになっていた。裁判員裁判が開始された2009年前後から明らかに鑑定件数は増加していることがわかった。刑事精神鑑定の重要性は近年ますます高まっていることが示唆された。

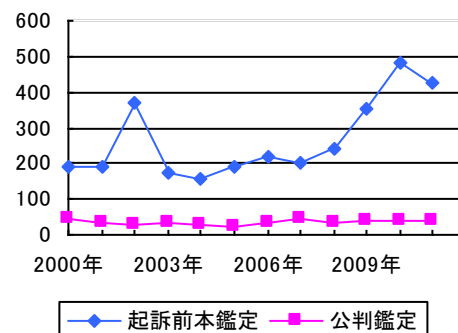


図1：鑑定件数の推移（2000～2011年）

また最高裁判所を通じた調査によると、裁判員裁判制度が施行開始された2009年5月から2012年5月末までの全国の裁判員裁判例（終結人員総数3,884人）のうち、105件で弁護人の請求による鑑定が実施されていた。さらに最終的に責任能力についての主張が取り下げられた5件をのぞく100件のうち、95件で法廷以前に鑑定人と法曹との間でのカンファレンスが行われていた。また、90件についてはいわゆるプレゼンテーションのかたちで精神科医が公判廷において尋問によらない説明をしていた。

このように裁判員裁判においては、精神鑑定を実施して公判廷で精神科医が鑑定の経過と結果を報告する事例のほとんどで、事前

に法曹との間で話し合いがもたれており、さらに法廷では精神科医が受け身となる尋問とは別に、一定時間、能動的に自分の意見を説明するようになってきている。

これはあきらかにこれまでの裁判には見られなかった傾向である。裁判員裁判においては、精神鑑定の経過と結果についての法廷での報告に関して具体的な内容をあらかじめ精神科医と法曹のあいだで、うまく整理することが求められているといえる。

(2) 裁判員制度における精神鑑定の法廷等における利用のされかたについての検討と提言

上記のような状況をふまえ、本研究ではとくに裁判員裁判における精神鑑定のありかたについて、検討を行った。具体的には、カンファレンスやプレゼンテーションを行うのが基本的に裁判員裁判における前提となるということであるから、その準備を行ううえで最も必要なことは、「精神鑑定に対して、何をどこまでどのように求めるか」について、精神鑑定を行う精神科医とその結果を利用する法曹の間で共通認識をもつことであると考えられた。

また、複数の鑑定人が携わっているような事件で、どの鑑定人に出席してもらうのが良いのか、あるいはその鑑定人全員に出席してもらうのがよいのか、その場合にどのようなところに論点を置くのが良いのか、そしてどのような点に疑問がある場合に再鑑定を採用するのかということの判断においても、やはり「精神鑑定に対して、何をどこまでどのように求めるか」が重要であると考えられた。

そして「精神鑑定に対して、何をどこまでどのように求めるか」をそれぞれの法廷で準備、整理をしやすような、責任能力判断に至る構造について、以下の「8ステップ」による整理方法を提言するに至った。

ステップ①：精神機能や精神症状に関する情報の収集

精神機能や精神症状に関する多様な情報を収集、整理する。家族歴、生活歴、病歴、心理学的・医学的検査、面接記録など鑑定書の大部分がこれにあたる。

ステップ②：精神機能や精神症状（健常部分を含む）の認定

ステップ①で得られた情報を精神医学的に評価し、精神機能の評価や精神症状の特定をする。何をどのような異常や正常とみるかという症候学の当てはめが行われる。

ステップ③：疾病診断

ステップ②で認定した精神機能や精神症状等に伝統的診断の「疾病概念」や操作的

診断の「診断基準」を当てはめて診断を特定する。医学的妥当性を確認する意味があるが、疾病概念や診断基準は絶対普遍的真理のようなものではないことに注意が必要である。

ステップ④：精神の機能、症状、病態、病理（健常部分を含む）と事件の関連性、

ステップ②（ステップ③ではない）で認定した精神症状、精神病理等が事件にどのように影響したかを具体的な物語として描出する。鑑定という事実判断の核心部分であり、その要旨こそが鑑定主文となるべきものである。

ステップ⑤：善悪の判断や行動の制御への焦点化

ステップ④で描出された精神の障害と事件の関連性のうち、善悪の判断や行動の制御に関わるような部分に注目して整理する。例えば、動機などのような部分に精神症状と正常心理がどう影響したのかなどに焦点をあてて整理をする。

ステップ⑥：法的な弁識・制御能力としての特定

ステップ⑤で焦点をあてたところに、あらためて法的な解釈と当てはめをして「弁識能力」「制御能力」として見るべき要素を具体的に特定する。

ステップ⑦：弁識・制御能力の程度の評価

ステップ⑥で特定した能力について、その減損の程度が「失われている」「著しい」あるいはそれらに達さないかについて法的に評価する。

ステップ⑧：法的な結論

ステップ⑦の評価に対して、最終的な責任能力の法的結論、すなわち「心神喪失」「心神耗弱」「完全責任能力」の3分類をあてる。

このように整理すると、ステップ⑥以降は、法律の解釈と当てはめの過程であり、精神医学の専門領域とは言えないことは明らかである。

またステップ⑤もステップ⑥以降での法律の解釈が逆行的に影響するため、精神医学の領域から積極的に言及するというよりも、法曹からの求めに応えるというほうが合理的であると考えられた。

したがって、ステップ④こそが精神鑑定の意見の中核であり、鑑定人が丁寧に説明しなければならないといえる。そして、ここに至るステップ①、②、③、④において齟齬がある場合などに再鑑定が行われ、複数の鑑定

の意見を比較する意味があるということになる。

また、鑑定を実施する際にカンファレンスが行われることが裁判員裁判における鑑定のひとつの特徴となっていることが示されている。したがって今後は、カンファレンスのあり方についても検討を行うことが重要であると考えられた。

(3) データの集積・分析の継続的なシステムの構築

今後も変化していく可能性のある裁判員裁判制度における精神鑑定をめぐる状況について継続して調査をおこなうことができるようにしておくことがきわめて重要であると考えた。そこで本研究を終了するにあたって、今後、日本弁護士連合会の精神鑑定プロジェクトチームとの連携により、裁判員裁判において精神鑑定が行われたケースについての調査を行う準備を整えることができた。

例えば、インターネットホームページで調査票のダウンロードができるようにし、調査対象者である法曹が調査票を適宜入手できるようにした。こうした永続的な調査の体制づくりができたことは重要な成果であったと考えている。

今後は、さらにデータの集積をおこなうことで、経時的な変化の確認や、その時点ごとにどのような潮流にあるのかなどを把握することができ、個々の事例を担当する法曹や精神鑑定をする医師にとって有益な情報となるであろう。そして精神鑑定とその利用の全国的な均てん化、ひいては法の下での平等の実現に寄与するものと思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

- ① 岡田幸之、医療観察法からみた精神鑑定、日精診、査読無、39 巻 2 号、2013、4-28
- ② 岡田幸之、刑事精神鑑定の基礎—その手法と考え方、日本社会精神医学会雑誌、査読無、21 巻 3 号、2012、290-294
- ③ 岡田幸之、責任能力判断の構造、論究ジュリスト、査読無、2 巻、2012、103
- ④ 岡田幸之、責任能力鑑定のありかた、とくに裁判員制度との関係、北陸司法精神医学懇話会会報、査読無、15 巻、2011、2-15
- ⑤ 岡田幸之、安藤久美子、裁判員にわかりやすい精神鑑定結果の報告、精神医学、査読無、53 巻 10 号、2011、947-953

[学会発表] (計 2 件)

- ① 岡田幸之、刑事精神鑑定の実際—鑑定人が直面する難問とその解決のヒント、第 32 回日本社会精神医学会、2013 年 3 月 7 日、KKR ホテル熊本 (熊本)
- ② 岡田幸之、刑事精神鑑定の基礎—その手法と考え方、第 31 回日本社会精神医学会、2012 年 3 月 15 日、学術総合センター (東京)

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岡田 幸之 (OKADA TAKAYUKI)

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター・精神保健研究所・司法精神医学研究部長

研究者番号：40282769